

仮 契 約 約 款

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び入札説明書等（尼崎市総合文化センター耐震化事業（以下「本事業」という。）に係る入札説明書及びこれと同時に公表された要求水準書並びにこれらに対する質問回答をいう。以下同じ。）に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、事業者提案（入札説明書等に従って受注者が提出した入札書、見積書及び提案書など一式の書類（当該書類に対するヒアリング内容等のみならず、これらから合理的に期待される内容等も含む。以下同じ。））に基づき、この契約（この約款及び設計図書等（第3条第1項の定めるところに従って発注者の承諾が得られた設計図書（別冊の図面及び仕様書をいう。以下同じ。）その他の設計に関する図書をいい、第18条、第19条その他別段の合意により変更された場合には、変更後のものをいい、当該図書において該当の基準、仕様、規定、記載等がない場合において、入札説明書等又は事業者提案に該当の基準、仕様、規定、記載等があるときには、入札説明書等又は事業者提案のものをいい、それらの全部又は一部に重複してある場合には、それらの適用の優劣は第15項の定めるところに従う。以下同じ。）を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行（入札説明書等において「事前調査等に関する業務」、「本施設の整備に関する業務」及び「その他の業務」の内容として要求された各業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって受注者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務の履行を含むものとする。以下同じ。）しなければならない。
- 2 受注者は、入札説明書等及び事業者提案に示された契約書記載の工事（以下「工事」という。）の施工のための設計（実施設計を総称して「設計」といい、工事の施工に必要な各種申請等の法令に基づく手続及び現況測量、地質調査、土壌調査及び振動測定等の業務を含む。以下同じ。）を行った上で、当該設計に基づいて工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すほか、入札説明書等及び事業者提案に定める所定の期日までに設計図書、完成図書その他のこの契約に基づいて受注者から引き渡されることが入札説明書等に定められた情報、書類、データ及び図面等（プログラム及びデータベースを含め、以下「成果物」という。）を引き渡し、この契約の履行を完了するものとし、発注者は、契約書記載の請負代金を契約書記載の支払条件に従い支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款又は設計図書に定める発注者又は受注者による指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、これらを口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、口頭で行った内容を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語の意味は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書等において用いられている用語と同一の意味を有するものとする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- 13 前項の場合において、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について、共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。
- 14 受注者は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、設計若しくは工事の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 15 この契約、入札説明書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約、入札説明書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が入札説明書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が入札説明書等に優先するものとし、また、発注者の確認が得られた設計図書と、この契約、入札説明書等又は事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、当該設計図書が優先するものとする。なお、発注者の確認が得られた設計図書、この契約、入札説明書等又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。
- 16 発注者及び受注者は、この契約の締結と同時に建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3に定める記載事項（別紙3）に各々記名押印し、取り交わすこととする。

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに成果物（工事の設計に係る未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含むものとする。）及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。
- 3 受注者は、第1項ただし書の承諾を受けて請負代金債権を譲渡した場合は、その譲渡により得た資金をこの契約に基づく工事の設計、施工その他この契約の履行に必要な経費以外に使用してはならず、また、当該資金の使途を明らかにする書類を発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書の承認があった場合においては、受注者は、発注者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、工事の設計業務又は監理業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、工事の設計業務又は監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

（下請負人等の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人若しくは委託先等の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 受注者は、発注者から前項の請求があったときは、遅滞なく請求のあった事項を発注者に通知しなければならない。

（施工体制台帳の提出）

第8条 受注者（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳の作成が義務付けられている者に限る。）は、工事の施工に当たっては、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

（権利処理）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産に関して法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条において「著作権等」という。）については、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 成果物又は成果物を利用して完成した工事目的物（以下「本件建築物」という。）が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権等は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。ただし、工事目的物の広報・説明用パンフレットその他入札説明書等に別段の定めがあるものについては、入札説明書等が定めるとおり著作権の譲渡その他必要な権利処理を受注者の責任で行う。

(2) 受注者は発注者に対し、次の各規定に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各規定に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

ア 本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること、又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。

イ その他本事業の目的達成のために必要な範囲で成果物を自ら利用し、又は発注者の委任した第三者をして利用させること。

(3) 受注者は、発注者に対し、次の各規定に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

ア 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

イ 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(4) 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

(5) 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

ア 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

イ 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

(6) 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(7) 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(8) 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、中間前金払と部分払のいずれかを受けることができる工事について、この契約の締結時に、部分払を選択した場合には、この限りでない。

4 第2項の規定は、前項の規定による中間前払金の支払の請求について準用する。

5 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならぬ。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6 第2項（第4項において準用する場合を含む。）の規定による前金払（中間前金払を含む。以下この条から第39条までにおいて同じ。）をした後において、契約金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金（中間前払金を含む。以下この条から第39条までにおいて同じ。）の率により計算した額を、発注者は、発注者が別に定める基準に基づいて、受注者に追加して支払い、又は受注者をして返還させることができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、契約金額が増減した場合又は工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合において、発注者が必要と認める場合には、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の設計費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、発注者が別に定める期間内に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、発注者が別に定める日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、工事の設計等に係る成果物、検査に合格した出来高部分に相応する請負代金相当額（以下「出来高相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第7項まで及び発注者が別に定める基準に定めるところにより、部分払を請求することができる。ただし、中間前金払と部分払のいずれかを受けることができる工事について、この契約の締結時に、中間前金払を選択した場合には、この限りでない。**なお、実施設計業務及び工事監理業務は別紙1のとおりとする。**

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} = \text{第1項の出来高相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「出来高相当額」とあるのは「出来高相当額から既に部分払の対象となった出来高相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条 工事目的物のうち、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項において読み替えて準用する第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金})$$

（継続事業に係る契約の特則）

第40条 会計年度が2か年以上にわたる事業（以下「継続事業」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代

め発注者が定めた事項に受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条第1項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(提案の不履行)

第60条 受注者が提案書に記載した提案（以下本条において「提案」という。）を履行することができない場合、受注者は、直ちに理由を付してその旨を監督員に通知しなければならない。

2 発注者が前項の通知を受け、又は受注者が提案を履行していないことを発注者が発見した場合、発注者及び受注者は、本契約の履行の可否について協議するものとする。

3 前項の協議の結果、発注者において、受注者が提案を履行することができると判断したときは、受注者は、速やかに提案を履行しなければならない。

4 第2項の協議の結果、発注者において、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないと判断したときは、受注者は、これに対する変更について発注者の承諾を得なければならない。なお、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により変更前の提案を履行することができなかつたときは、受注者に対し以下の計算式に基づく違約金を請求することができる。また、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないことに基づき発注者が被った損害が、違約金の額を上回るときは、発注者は受注者に対し、その上回る額を請求することができる。ただし、当該変更が、変更前の提案と同等であると発注者が認めたときは違約金を減額又は免除する場合がある。

違約金（税抜） = 請負代金額（税抜） × { 1 - (履行できない提案を控除した場合に得られる提案審査点 / 入札時の提案審査点) }

なお、履行できない提案を控除した場合に得られる提案審査点は、公表された審査講評を基に第1項の理由を踏まえて発注者が定める。

(尼崎市内業者との契約に係る特約条項)

第61条 受注者は、第32条第1項に基づく通知時に、尼崎市内に**本店**を有する事業者（以下「尼崎市内業者」という。）との契約金額を示した集計表、及び契約書の写しなど当該集計表を証明する書類を発注者に提出しなければならない。ただし、尼崎市内業者に関する事業者提案がなされなかつた場合はこの限りでない。なお、契約金額とは、共同企業体における各構成員の出資比率及び分担工事額、又は一次下請として契約した金額の合計額をいい、事業者提案において提示した割合以上とすること。

(人権尊重努力義務)

第62条 受注者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第63条 この約款又は設計図書に定めのない事項及び疑義がある事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

2 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置についての取扱において、公共工事設計労務単価の大幅な上昇が見られた場合、旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事について、請負代金額の変更協議に係る特例措置を実施する場合があるが、本工事においては物価指数の算定基準日は入札金額の受付締切日とすることから、当該特例措置は適用しない。

以上